

<p><b>媒介契約書の特記事項に基づき</b></p> <p><b>固定資産評価・税額等証明交付申請を</b></p> <p><b>される場合の留意事項</b></p>
---

- 1 媒介契約書は、原本の提示をお願いいたします。
- 2 媒介契約書の原本提示が困難な場合には、媒介契約書の写しに、媒介契約に係る受任者による原本証明（原本に相違ない旨の記載等）をお願いいたします。
- 3 媒介契約書に、固定資産評価・税額等証明の取得に関する委任事項の記載が無い場合には、証明書の発行はできません。改めて、納税義務者の方から、当該委任事項の記載のある委任状などの提出をお願いいたします。
- 4 媒介契約書の有効期間内のみ、固定資産評価・税額等証明の交付申請を受付けいたします。契約期間を更新されている場合には、その旨を約した書類の提示等が必要になります。
- 5 媒介契約書における受任者の従業員の方が来庁され、固定資産評価・税額等証明の交付申請をされる場合には、当該従業員であることを証する書類（社員証等）の提示等をお願いいたします。その場合、その方の本人確認書類（運転免許証、パスポート等）の提示が必要になります。
- 6 媒介契約を締結した依頼者の方が、奈良市で登録された住所・氏名と異なる場合は、住所移転の経過や氏名変更が確認できる書類（住民票、戸籍謄本等）の提示が必要になります。
- 7 所有者が亡くなり、媒介契約を締結した依頼者の方が相続人である場合には、依頼者の方が所有者の相続人であることがわかる書類（戸籍謄本等）及び所有者の死亡の事実の確認できる書類（除籍謄本等）の提示が必要になります。